

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例：ユーイングの財産 対 ブライアン事件

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 志村, 武 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008813

「アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例
——ユースの財産対ブライアン事件

[ESTATE OF EWING v. BRYAN,
883 S.W.2d 545 (Mo.App.W.D.1994)]

志 村 武 訳

本稿は、アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの先例である、ユースの財産対ブライアン事件 [ESTATE OF EWING v. BRYAN, 883 S. W. 2d 545 (Mo. App. W. D. 1994)] の全訳である。

現在、日本において新たな成年後見法制の整備がその仕上げの段階を迎えているが、任意後見と法定後見の競合の問題（この問題のアメリカにおける議論の状況については、拙稿「アメリカにおける任意後見制度——日本法への示唆を求め

て」ジュリスト一一四一号（一九九八・九・一五）六二頁本文とその註を参照）は残された難題の一つであるといつても過言ではなからう。したがって、本翻訳は、比較法的な意味での資料としての存在意義を有すると考える。

なお、日本法への示唆を得るための本判決の分析ならびに任意後見と法定後見の競合に関するこの他のできるだけ多くのアメリカの判決の検討については、今後の私の研究課題としたい。

「アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例

ユーイングの財産対ブライアン事件

[ESTATE OF EWING v. BRYAN,

883 S. W. 2d 545 (Mo. App. W. D. 1994)]

ミズーリー州控訴裁判所、西部地区、一九九四年九月一三日

アン・ブライアン（後見人かつ財産管理人、上诉人）の訴訟代理人

ケニス・オウ・マック・チャン・ジュニア（ウルジ・エンド・ヤーガー法律事務所「在ヴェルサイユ」）

リーランド・クーンズ（被上訴人）の訴訟代理人

スーザン・フォード・ロバートソン、マーヴィン・イー・ライト、デイヴィッド・ダブリュー・ウォーカー（ナイト、フォード、ライト、アトウィル・エンド・ベイカー法律事務所「在コロンビア」）

担当裁判官

スマート裁判長、ケネディー裁判官、ウルリヒ裁判官

ウルリヒ裁判官

アン・ブライアンは、父の財産の財産管理人と後見人に自分を選任することを取り消す、コウル郡巡回裁判所遺産管理部の決定を不服として上訴に及んでいる。ブライアン夫人は事実審裁判所は次の二点において誤りを犯していると主張する。(I)彼女をジョン・ティール・ユーイングの後見人とかれの財産の財産管理人に選任する一九九三年一月七日の判決を取り消したこと。被上訴人の申立て及び判決を取り消す裁判所の決定は、規則第七五・〇一条の時機を失していたことをその理由とする。(II)後見と財産管理を終了させたこと。

ユーイング氏は九一才でアルツハイマー病を患っている。かれの財産における唯一の資産はジョン・ティール・ユーイング撤回可能信託である。かれの妻の甥であるリーランド・クーンズは、一九九一年に作成された継続的委任状 (durable power of attorney) によって、ユーイング氏の任意後見人 (the attorney in fact) とジョン・ティール・ユーイング撤回可能信託の受託者に選任されている。この継続的委任状によって、リーランド・クーンズには、ジョン・ティール・ユーイング撤回可能信託を撤回する権限とユーイング氏の後見人

を指名する権限が与えられている。クーンズ氏はユーイング氏の身上監護 (health care) について特定の権限を授与する一九八九年に作成された継続的委任状も所持している。

上訴人のブライアンは、一九九二年九月三〇日に、自分の父の後見人と父の財産の財産管理人に選任されることを求める申立てを提起した。ユーイング氏には訴訟のための後見人 (guardian ad litem) が選任され、一九九二年一月二二日に審理が行われた。裁判所は、ユーイング氏が完全に無能力で障害を負っている者 (fully incapacitated and disabled person) であることを認め、一九九一年に作成された継続的委任状に鑑みて後見人と財産管理人を選任することが適正であることにつき非公式な意見書 (memoranda) を提出するよう requested した。

一九九三年一月七日に裁判所は、ブライアン夫人を父の後見人と父の財産の財産管理人に選任した。一九九三年六月一日、クーンズ氏は「後見及び財産管理終了の申立て、並びに選択的に、後見人及び財産管理人選任取消の申立て」を提起した。ブライアン夫人は一九九三年七月一日に被上訴人の申立て却下の申立てによってこれに応じた。

「アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例

一九九三年九月八日の審理において、裁判所は、(1) 身上監護に関する事柄について特定の権限を授与する一九八九年に作成された継続的委任状はブライアン夫人の選任の時点において発見されていなかったこと、(2) ユーイング氏の利益は一九八九年に作成された継続的委任状によって「十分に保護」されていたこと、(3) この継続的委任状は、利害関係人が後見人及び財産管理人として職務を行う各々の適格性につき、証拠を提出することを制限していたが、この制限は不当であること、について特に言及した。

事実審裁判所は、ブライアン夫人を後見人と財産管理人に選任する一九九三年一月七日の当該裁判所の決定は訴訟手続に違背があり、ユーイング氏は無能力で障害を有するものの、後見人と財産管理人を選任することは必要でもなく、ユーイング氏の最善の利益にかなうものでもない、と判示した。仮にそうでなくて、一九九三年一月七日の決定が事後的攻撃を受け⁽¹⁾ない有効な最終決定であると判断されるとしても、後見及び財産管理はもはや必要でもなくユーイング氏の最善の利益にかなうものでもないので終了させられるべきである、と裁判所は判示した。

この事実審裁判所の判決は維持される。

I

上訴の第一点とし、規則第七五・〇一条のもとで事実審裁判所には、ブライアン夫人を後見人と財産管理人に選任する一九九三年一月七日の判決を取り消す権限がなかった、とブライアン夫人は主張する。

規則第七五・〇一条は、判決はそれが下されてから三〇日後に確定し、その後、事実審裁判所によって取り消され、再び審理され、訂正され、修正され、変更されてはならない、という一般的規則を規定している。クーンズ氏は、ブライアン夫人の権限を終了させる申立てを一九九三年一月七日に判決が下された五ヶ月後の一九九三年六月一日に提起したのであった。

しかしながら、規則第七五・〇一条は、遺産管理部裁判官がそれが適用されるよう命じる特定の場合を除いては、遺産管理手続には適用されない。規則第四一・〇一（b）条。本件裁判官はそのような指示を行っていない。したがって、規則七五・〇一は適用されない。

遺産管理に関する最終判決は、手続違背を理由とする判決取消の申立てにおいて攻撃されうる。ポールドウィンとの関係における州対ダンダランド事件 [State ex rel. Baldwin v. Dandurand, 785 S. W. 2d 547, 549 (Mo. banc 1990)]。一九八六年ミズーリ州現行制定法集 (RSMo 1986) 第五一一・二五〇条によれば、「いかなる正式記録裁判所における判決も、当該申立てが判決の下された開廷期後三年以内になされるのであれば、申立てにより手続違背を理由として取り消されることはできない」のである。規則第七四・〇六（b）条は大部分の民事訴訟において第五一一・二五〇条に代って適用されるが、遺産管理に関する訴訟手続には適用されない。規則第四一・〇一条。しかしながら、第五一一・二五〇条は、手続違背を理由として最終判決を取り消すための救済方法として依然として利用できるものである。ポールドウィン事件 (Baldwin, 785 S. W. 2d at 549)。手続違背を理由として取り消しを求めるクーンズ氏の申立ては十分に第五一一・二五〇条の三年の期間制限内であったのである。

当該判決自体又はそれに先立つ訴訟手続の形式において何らかの手続違背が存在しているように思われる事件において

のみ、手続違背を理由として判決の取り消しを求める申立てが認められる。キボンス 対 ユニオン電気会社事件 [Kibbons v. Union Elec. Co., 823 S. W. 2d 485, 490 (Mo. banc 1992)]。手続違背判決の取り消しを求める申立てにいう「手続違背」とは、「何らかの規定された規則や訴訟手続の方式に一致しないことであり、訴訟の適正かつ秩序立った運営にとって必要なことをしないか、必要なことを時宜を得ず、不適切な方法ですることによりみられる」といえよう。キボンス事件 (Kibbons, 823 S. W. 2d at 490)。

後見人を選任する権利は純粹に制定法上の権利である。したがって、裁判所が後見人選任権を行使する場合には、制定法に従わねばならないのである。ドウサッジの財産に関する事件 [In re Estate of Dotage, 727 S. W. 2d 925, 928 (Mo. App. 1987)] (デュガンに関する事件 [In re Dugan, 309 S. W. 2d 145, 148 (Mo. App. 1957)] を引用して)。後見人ないしは財産管理人の選任を求める申立てが提起された場合には、一九八六年ミズーリ州現行制定法集 (RSMo 1986) 第四七五・〇七五条の規定が適用される。第四七五・〇七五条は、一定の訴訟手続に従うならば、裁判所は後見人

又は財産管理人、あるいはその両方を選任することができる、と規定している。この一定の訴訟手続の中には、審理 (hearing) の要件が含まれている。第四七五・〇七五・一条。

クリストに関する事件 [In re Crist, 732 S. W. 2d 587, 589 (Mo. App. 1987)] は、事実審裁判所は、正式事実審理を経ないで審理を中止し、選任の正しさを確かめるのに十分な記録を残さずに後見人と財産管理人を選任した場合には、その裁量権を濫用したことになる」と判示している。

本件においては、事実審裁判所は、ブライアン夫人とクルス氏に、継続的委任状が存在していることに鑑みて、後見人と財産管理人を選任することが適正であるか裁判所が考えることができるように、非公式な法的意見書 (memoranda of law) を提出するように要求した。しかし、裁判所は、誰が後見人と財産管理人に選任されるべきかについて当事者に審理の機会を与えることなく選任を行ったのである。事実審裁判所は、それ自身の証拠許可により、第四七五・〇七五・一条が規定する訴訟手続に従わなかったのである。したがって、当該裁判所が、ブライアン夫人を後見人と財産管理人に選任する一九九三年一月七日の判決を取り消したのは、正当であ

る。

第一点是否定される。

II

ブライアン夫人は上訴の第二点として、事実審裁判所はジョン・ティール・ユーイングの後見と財産管理を終了させたことにおいて誤りを犯した、と主張する。彼女は、任意後見人が彼女の父に利益を与える信託の受託者を兼ねているから、財産管理人がいなければ、任意後見人が信託財産の支出につき説明責任を負う(accountable)人が誰もいないことになつてしまふ点について懸念を表明した。

一九九三年ミズーリ州現行制定法集補遺(RSMo. Supp. 1993) 第四七五・〇五〇条は、文言上、後見人ないしは財産管理人の選任につき裁判官に広汎な裁量を与えているようにみえるが、第四七五・〇五〇条は制定法上の選任に関する序列(hierarchy)を創設している。カウチ対カウチ事件[Couch v. Couch, 824 S. W. 2d 65, 70 (Mo. App. 1991)]。第四七五・〇五〇・一条の関連部分はそのとおりである。

1、無能力者の後見人(guardian of an incapacitated

person)又は障害者の財産管理人(conservator of a disabled person)として、他の自然人、組織、法人を選任する前に、裁判所は職務を引き受けることを厭わないように思われる以下の者を選任することの相当性について検討しなければならない。

(1) 審理の時点において無能力者や障害者が合理的な選択をして、それを伝達することができるとき場合には、無能力者や障害者によつて指名された、適格者ないしは、財産のみについては、適格の組織や法人。

(2) 無能力や障害の開始以前に、合理的な選択をして、それを伝達することができた、審理の前の五年以内の時点で、無能力者や障害者によつて作成された継続的委任状ないしは無能力者や障害者及びその依頼によつて署名した二人の証人の署名がある書面の証書において指名された、適格者ないしは、財産のみについては、適格の組織や法人。

(3) 無能力者や障害者の配偶者、親、成年の子、成年の兄弟姉妹、その他の成年の近親者、及び、当該配偶者や親族によつて審理の前の五年以内に作成された適正に検認を受けた遺言で指名された、適格者ないしは、財産のみについては、

適格の組織や法人。

一九八三年の後見法改正以前には、無能力宣告を受けた者に対する後見人の選任について制定法上の優先順位は存在していなかった。バーン対シュナイダー事件 [Byrne v. Schneider, 808 S. W. 2d 936, 940 (Mo. App. 1991)]。無能力者の意図するところは何であつたのかを推測しようとするときには(同判例集九四〇頁)、ミズーリ州のコモン・ローは「記録によつて、家族内の不和、親族と無能力者の間の利益対立、当該親族の事務処理能力の欠如、又は見ず知らずの他人の方が最も無能力者の利益となるであろうその他の理由が明らかになるのではない限りは、見ず知らずの他人よりも」親族のほうを選ぶことを示している。ルーツ対リード事件 [Roots v. Reid, 555 S. W. 2d 54, 57 (Mo. App. 1977)]。第四七五・〇五〇・一(3)条はコモン・ローを制定法化するものであり、無能力者の後見人と障害者の財産管理人に親族を選任することを一定の制限の下に優先するものである。バーン事件 (Byrne, 808 S. W. 2d at 940)。

しかしながら、第四七五・〇五〇・一(3)条は、第四七五・〇五〇・一(1)条と第四七五・〇五〇・一(2)条に劣後する。ワ

「アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例

イブインガーに関する事件 [In re Weissinger, 720 S. W. 2d 430, 435 (Mo. App. 1986)]。その結果、無能力者ないしは障害者が能力がある時点で任意後見人 (attorney in fact) に指名した適格者がいれば、その者は、審理の時点において無能力者ないしは障害者自身が能力を有しており、合理的な選択結果を指名できる場合を除いては、たとえば成年の子などの親族に優先するのである。

おそらく、事実審裁判所は後見と財産管理を、「(2)何らかの他の理由で後見ないしは財産管理がもはや必要ではなくなつた場合には、後見ないしは財産管理は、裁判所が要求しうる通知をした後に、裁判所の決定によつて終了させることができる」と規定している、一九九三年ミズーリ州現行制定法集補遺 (RSMo Supp. 1993) 第四七五・〇八三・二(2)条によつて終了させたように思われる。

一九九三年ミズーリ州現行制定法集補遺 (RSMo Supp. 1993) 第四七五・〇五〇条の制定法上の優先順位の下では、裁判所は、後見人ないしは財産管理人を選任するときには、無能力者ないしは障害者が能力を有する時点で作成した継続的委任状において指名されている適格者の相当性を第一に検

討しなければならぬ。クーンズ氏はユーイング氏によつて一九八九年に有効に作成された継続的委任状において任意後見人に指名されている。この文書によつて、クーンズ氏は、ユーイング氏の健康・福祉・財産状態に関するあらゆる決定をする権限を与えられている。また、クーンズ氏は、一九九一年にユーイング氏によつて作成された継続的委任状によつて、信託合意書を作成し、修正し、撤回する権限ならびにユーイング氏に代つて後見人ないしは財産管理人を指名する権限を特に与えられている。クーンズ氏は、一九九二年二月四日に撤回可能信託を実行し、当該信託にユーイング氏の全ての不動産及び動産を譲渡した。さらに、クーンズ氏は当該信託、すなわちジョン・ティー・ユーイング撤回可能信託の受託者に自分自身を任命した。

ユーイング氏の全ての財産は信託に譲渡されており、クーンズ氏が身上監護事項についての継続的委任状を保持している。このため、事実審裁判所は、財産管理人がユーイング氏の事務をかれの障害時に管理し、後見人がユーイング氏の世話をかれの無能力時に行う必要は何ら存在しないと判断したのである。

財産管理の主要な目的は、「身体上ないしは精神上の何らかの特定の状態によつて、自分の財産的資源を管理する能力を欠く程度まで、情報を受け取ったり、評価したり、決定を傳達したりすることができない」人に財産上の援助を提供することである。一九八六年ミズーリ州現行制定法集 (RSMo 1986) 第四七五・〇六一・一条。

「受託者としての能力 (fiduciary capacity)」という言葉は、ブラック法律用語辞典 (第五版) において次のように定義されている。「人は、その行う取引行為やその取り扱いお金や財産が、自分自身の物でも自分自身の利益のためでもなく、一方では大きな信任 (confidence) と信頼 (trust) を、他方では高度の誠実さ (good faith) を、伴いかつそれを必要としている関係に自分が立っている、他人の利益のためである場合に、『受託者としての能力』において行動しているとか、『受託者としての能力』において、お金を受け取ったり、借金をこしらえたりしているとかいわれるのである。この言葉は、狭義の信託や明示信託に限られるものではなく、弁護士 (attorney at law)、後見人、遺言執行者、仲立人、会社の取締役、公務員のような職務や関係をも含むものである」。

クーンズ氏とユーイング氏の関係は、クーンズ氏の任意後見人としての能力においても、また、かれのジョン・ティー・ユーイング撤回可能信託の受託者としての能力においても、信託関係 (fiduciary relationship) が成立するための全ての要件を満たしている。「この信託関係から、いくつかの法的帰結が生じるのである。我々の立場から見て最も重要なものは、受益者の事務を処理することについて説明する受託者の義務である」。ゼルチ対アーレマイヤー事件 [Zelch v. Ahlemeyer, 592 S. W. 2d 482 (Mo. App. 1979)]。

ワイズインガー事件 (Weissinger, 720 S. W. 2d at 433) では、被保護者の妻である、おばによって被保護者の生存期間中、被保護者の利益のために設定された信託の受託者であり残余権者でもあるという財産管理人の置かれた立場によって、財産管理人の利益と被保護者の利益との間に対立が存在していた。裁判所は、事実審裁判所の選任を取り消すにあつたつて、第四七五・〇五〇条の選任に関する序列 (hierarchy) に従つて、親族ではない者を選任し、財産管理人としての役割と受託者と残余権者としての役割との間で財産管理人が板挟みになっていた対立を解消したのだつた。ワイズインガー

「アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する」一つの判例

事件の裁判所はその傍論 (Weissinger, 720 S. W. 2d at 435) において、事実審裁判所は障害者の選任に絶対的に拘束されるというのではなくて、被保護者によって指名された者を選任することの相当性をその他の者の検討に進む前にまず検討しなければならぬのである、ということを描した。一九九三年ミズーリ州現行制定法集補遺 (RSMo Supp. 1993) 第四七五・〇五〇・二条を参照。

被保護者がどのような選任をしたのか推測しようとするときには、事実審裁判所は第四七五・〇五〇・一条の条文構造に注目する。第四七五・〇五〇・一(2)条はクーンズ氏を選任したことを示している。なぜなら、クーンズ氏はユーイング氏によって有効に作成された委任状 (power of attorney) を所持しているからである。仮に本件において制定法上の優先順位に従うとしたら、受託者、任意後見人、後見人及び財産管理人の各々の義務が一人の人間に存することになる。その結果、クーンズ氏は受託者が受益者の事務を処理することについて説明する義務を履行する際に、自分自身以外の誰にも報告をしなくてよいことになるであろう。

ブライアン夫人は、自分が後見人と財産管理人として選任

されるように求める動機には、父の財産が適切に管理されているのかという点につき懸念があったという側面があると主張している。ミズーリ州現行制定法集(RSMo)の第四〇四章は継続的委任状に関する章である。一九九三年ミズーリ州現行制定法集補遺(RSMo Supp. 1993) 第四〇四・七一一(1)条は、継続的委任状の下で行動する任意後見人側に対して、本人の利益のために行動し、かつ任意後見人がそのように行動する能力を損なう利益相反を回避する、義務を創設している。一九九三年ミズーリ州現行制定法集補遺(RSMo Supp. 1993) 第四〇四・七三一・一条は、巡回裁判所の遺産管理部は「障害を負っているか、無能力であるか、死亡してしまった本人に代って、委任状の下でなされる任意後見人の行為と取引に関するあらゆる事柄を審理し決定する」管轄権を有している、と述べている。一九九三年ミズーリ州現行制定法集補遺(RSMo Supp. 1993) 第四〇四・七三一・三条は、遺産管理部はすでに任意後見人を選任している者に対してさえ財産管理人を選任することができ、裁判所が財産管理人の一定の権限を定めることができる、と宣言している。さらに、第四〇四章は、本人の財産を任意後見人が管理することを審査する

ための規定も用意している。一九九三年ミズーリ州現行制定法集補遺(RSMo Supp. 1993) 第四〇四・七二七・一条は、部分的に、「もし本人が、障害を負っていたり、無能力であったり、死亡していたりするとすれば、その職務について説明を求める申立ては、本人の法定代理人、本人の成人の家族、あるいは、いかなる者でも本人の福祉に関心をもつ者から提起されうる」と規定している。したがって、クーンズ氏がユーング氏の事柄に関する記録を、裁判所によってユーング氏の代理人に選任された訴訟のための後見人が証言するように、非の打ち所なく取り扱っているように思われるにもかかわらず、大義名分が申立ての提起を促すならば、任意後見人に対して本人の財産管理につき遺産管理部に説明することを強制できる制定法上の規定が存在しているのである。この手続を開始させる当事者適格は、制定法により広く与えられているのである。

裁判所が審理した事件が再審理されるというのはそうあることではない。裁判所が審理した事件は、その判決を支える実質的な証拠が何もない場合、その判決が証拠の重さに逆らっている場合、あるいは、その判決が誤って法を宣言した

り適用したりしている場合でなければ覆されないのである。

マーフィー 対 キャロン事件 [Murphy v. Carron, 536 S. W. 2d 30, 32 (Mo. banc 1976)]⁽²⁾、⁽³⁾「~~メーレンパー~~」の財産の財産管理に関する事件 [In re Conservatorship of Estate of Moehlenpach, 763 S. W. 2d 249, 255 (Mo. App. 1988)]。

第二点は否定される。

原判決は維持される。

全裁判官一致。

原文註

* 第四〇四・七三一・三条は、本人が継続的委任状によって任意後見人を選任しているにもかかわらず、その後、裁判所が「通知と審理を経て」財産管理人を選任するときは、裁判所はその決定において、本人の法定代理人及び継続的委任状によって選任されている任意後見人の権限、義務、責任、ならびに、両者が本人のために本人に代って各々の権限及び義務の行使を調和させる方法を指定することができる、と述べている。

訳者註

(1) 判決原文では、January 7, 1992となっているが、前後の記述からJanuary 7, 1993が正しいと思われるので、こち
らで訳出した。

(2) (1)と同じ。

(3) 判決原文では、~~o~~が抜けているが意味の上から~~o~~を補った。